

市民と市長で那覇市を熱く語る

市長が「平成15年度那覇市予算」を説明

市民のみなさんに市長が平成15年度の予算を説明し、意見を交換する「市民と市長で那覇市を熱く語る」と銘うった対話集会が5月10日(土)、パレット市民劇場で行われました。

市長は大型スクリーンで写真やグラフを示しながら、歳入と歳出、市税収入とつかいみち、財政状況などについて、いねいに解説し、「那覇市は財産は多いが収入が少ないのが現状」と分析。大規模事業については、既成市街地の再生として「モノレール旭橋駅周辺市街地再開発事業」、ごみ処理対策の推進として「ごみ焼却施設建設事業」、社会教育施設の整備として「奥武山運動公園の整備」、中心市街地の活性化として「N A H A文化テンプス整備事業」など13項目をあげました。

市民との一問一答の意見交換では市長をはじめとする市三役、各部長が応対し、「市の収入源となる自主財源をふやす具体的な施策について」

との質問に市長が「企業誘致や雇用を促進し、市民のみなさんが市税を払っていただけるようにしていくことが大事だ」と話すと、市民と市長が熱くふれあいました。

また、昨年、ドイツ環境先進都市を訪れた市民視察団の代表5名が「市民が提案する環境都市なはへのアクションプラン」として「市民が環境政策を提案できるしくみづくりを」、「予算計画・事業計画策定段階での市民参画を」、「市民の税金の使用用途に対する意識の向上を図ろう」と提案しました。

市民と行政側が直接、顔を合わせて対話しました

ドイツ環境先進都市を視察した市民のみなさんが、環境政策へのアイデアを提言しました



当日は大勢の市民が詰めかけ、市の現状と課題について日頃の疑問を問いかけていました



ドイツ環境先進都市を視察した市民のみなさんが、環境政策へのアイデアを提言しました



市民と行政側が直接、顔を合わせて対話しました

人権を守り、明るい社会に

6月1日は人権擁護委員法が施行された日です。「人権」は、人間が幸福な人生を送る上で、最も大切な権利です。全国人権擁護委員連合会では、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、沖縄県人権擁護委員連合会においても、この日を中心として皆さんとともに一層の人権思想の啓発に努めることとしております。

名前	住所	TEL	名前	住所	TEL
花城 景俊	首里石嶺町	884-3765	前里 弘	牧志	862-5858
新城 紀成	字小禄	858-0537	高良 ミチ子	首里寒川町	887-6053
比屋定 理英	楚辺	855-5177	平良 菊	宇栄原	857-4755
宮国 八子	泊	863-2746	崎山 敦子	首里赤平町	884-0277
比嘉 一清	東町	868-3551	比屋定 喜代子	樋川	832-5820
長田 利恵子	首里石嶺町	886-8765	幸地 良明	三原	836-5405
宮城 松巧	三原	853-5601	野里 葉子	首里汀良町	884-4114
石川 正幸	首里石嶺町	886-0712	宮里 絹子	字国場	836-4741
新崎 侑子	古波蔵	836-3368	山里 盛智	識名	855-7785
			新垣 誠毅	首里真和志町	887-4873

お問い合わせ 市民活動課 ☎862-9955

児童手当現況届の提出について

今年度から郵送受付を開始します(一部)

児童手当を受給している方は、毎年6月中に所得状況および児童の養育状況を確認するため現況届を提出しなければなりません。この届は、引続き受給できるかを決定する大事な届です。届を提出しない場合は6月以降の手当が受けられなくなりますので必ず提出してください。

受付期間 6月中(月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:00)

受付場所 那覇市役所 市民課 児童手当係

(本庁のみでの受付となります)

※6月始めに現況届の用紙と案内文及び返信用封筒が届きますので、ご記入の上、郵送又は児童手当係(本庁)へ提出して下さい。尚、返信用封筒が入っていない方については直接、児童手当係(本庁)への提出となります。

※前回、所得超過で児童手当を受けられなかった方はご確認ください。6月開始からは、平成15年度(平成14年1月1日～平成14年12月31日まで)の所得で判定します。

お問い合わせ 市民課児童手当係 ☎867-0111(内2573・2329)



みんなで、暴走行為等を

しない

させない

見に行かない

の輪を広げよう!



条例で禁止します!

2人以上の者が道路、公園、広場、その他公衆が出入りすることができる場所に集合した場合。

暴走族をあおる行為

○声援 ○拍手 ○指笛 ○手振り ○身振り
○旗などを振る



7月1日から罰金が科せられます!

指定 市長
重点禁止区域 意見を聞く 答申
那覇市暴走行為等防止協議会
重点禁止区域において暴走行為をあおる行為を行った者は、10万円以下の罰金。《第17条》

罰金

市では4月1日より、「那覇市暴走行為及び暴走行為をあおる行為の防止に関する条例」を施行、社会全体で防止を推進することを確認しました。また、「那覇市暴走行為等防止協議会」からの答申をうけて①国道58号の明治橋から安謝交差点、②県庁北口交差点から安里三叉路交差点までの国際通り、③県庁北口交差点から久茂地交差点、④⑤の道路境界から30メートル以内の区域が重点禁止区域に指定されました。



市長の諮問を受け、重点禁止区域を審議する「那覇市暴走行為等防止協議会委員」のみなさん

平成15年度 風しん予防接種のお知らせ

※今年までとなっています。

平成15年7月1日から9月30日まで経過措置対象者(昭和54年4月2日生まれから昭和62年10月1日生まれ)への風しんの予防接種を行います。

特に女性の方は妊娠早期に風しんにかかることと異常児を生む可能性があるため、予防接種をおすすめします。

7月1日から那覇市立病院をはじめとする那覇市の風しん指定委託医療機関で個別接種、7月5日、26日、9月6日は市役所本庁で集団接種をおこないます。対象者の方で勧奨接種通知の届いた方はこの機会にぜひ予防接種をお受けください。

お問い合わせ 健康推進課 予防係 ☎862-9016



「第14回電気ふるさとじまん市中央展」出展業者募集

全国電源地域の市町村で活躍している事業者が一堂に集まり、千葉市周辺や東京都を含む関東地域に対し、特産品のPR・販路拡大目的に開催される物産展です。下記の通り出展される業者を募集いたします。

出展要件 出展が可能な事業者と商品について、下記の内のいずれか一つに該当すること

- ①出展する商品の製造元(本社)が、本市に所在していること
- ②出展する商品工場が、本市に所在していること

物産展会場・小間数・期間

- ①会場 幕張メッセ(千葉市)
- ②小間数 1～2小間
- ③期間 平成15年11月21日(金)～23日(日)

出展に際する出展業者負担費用

- ①旅費及び商品等の運搬費のみ
但し、支払った費用の3/4が、翌年3月末に電源地域振興センターから戻ってきます
- ②小間代や出展手数料は必要なし

出展業者数 4業者(但し、2小間の場合)

申し込み期間 平成15年6月末日までに電話にて

申込・お問い合わせ 商工振興課 ☎951-3212

広報なは市民特派員(広報紙・ラジオ広報)を募集しています。(秘書広報課 ☎862-9942)